

別表第2（第10条第4項関係）

会 計 区 分 及 び 耐 用 年 数				
区 分	内 容	内 訳	耐用年数	備 考
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	・ 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	50	
		・ 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47	
		・ 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	34	
		・ 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの		
		・ その他のもの	41	
		・ 旅館用又はホテル用のもの	31	
		・ 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの		
		・ その他のもの	39	
		・ 店舗用のもの	39	
		・ 病院用のもの	39	
		・ 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場場用又はと畜場用のもの	38	
		・ 公衆浴場用のもの	31	
		・ 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	24	
		・ 塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）放射性同位元素の放射線を直接受けるもの		
		・ 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31	
		・ その他のもの		
	れんが造、石造又はブロック造のもの	・ 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	41	
		・ 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38	
		・ 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38	
		・ 旅館用、ホテル用又は病院用のもの	36	
		・ 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画制作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場場用又はと畜場用のもの	34	
		・ 公衆浴場用のもの	30	
		・ 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	22	
		・ 塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）放射性同位元素の放射線		

	- を直接受けるもの ・塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの ・その他のもの ・倉庫事業の倉庫用のもの ・冷蔵倉庫用のもの ・その他のもの ・その他のもの	28	
		20	
		30	
		34	
金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）	・事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	38	
	・店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34	
	・飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	31	
	・変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画制作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	31	
	・旅館用、ホテル用又は病院用のもの	29	
	・公衆浴場用のもの	27	
	・工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの ・塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響をを直接全面的に受けるもの、冷蔵庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）放射性同位元素の放射線を直接受けるもの ・塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの ・その他のもの ・倉庫事業の倉庫用のもの ・冷蔵倉庫用のもの ・その他のもの ・その他のもの	20	
		25	
		19	
		26	
		31	
金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。）	・事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	30	
	・店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	27	
	・飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	25	
	・変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画制作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	25	
	・旅館用、ホテル用又は病院用のもの	24	
	・公衆浴場用のもの	19	
	・工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの ・塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響をを直接全面的に受けるもの、冷蔵庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）放射性同位元素の放射線を直接受けるもの ・塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	15	
		19	

	・その他のもの	24	
金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。）	・事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	22	
	・店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	19	
	・飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19	
	・変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画制作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	19	
	・旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17	
	・公衆浴場用のもの	15	
	・工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
	・塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響をを直接全面的に受けるもの、冷蔵庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	12	
	・塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	14	
	・その他のもの	17	
木造又は合成樹脂造のもの	・事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	24	
	・店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22	
	・飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	20	
	・変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画制作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	17	
	・旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17	
	・公衆浴場用のもの	12	
	・工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
	・塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響をを直接全面的に受けるもの、冷蔵庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	9	
	・塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	11	
	・その他のもの	15	
木骨モルタル造のもの	・事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	22	
	・店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	20	
	・飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19	
	・変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画制作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	15	
	・旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15	
	・公衆浴場用のもの	11	

		・工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの ・塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響をを直接全面的に受けるもの、冷蔵庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）放射性同位元素の放射線を直接受けるもの ・塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの ・その他のもの	7	
			10	
			14	
	簡易建物	・木製主要柱が10センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの ・掘立造のもの及び仮設のもの	10	
			7	基本的には簡易建物として判断できるが、その用途・構造により検討を要することに留意
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	・蓄電池電源設備	6	
		・その他のもの	15	
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15	
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	・冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）	13	
		・その他のもの	15	
	昇降機設備	・エレベーター	17	
		・エスカレーター	15	
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8	
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12	
	アーケード又は日よけ設備	・主として金属製のもの	15	
		・その他のもの	8	
	店用簡易設備		3	
	可動間仕切り	・簡易なもの	3	
		・その他のもの	15	
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	・主として金属製のもの	18	
		・その他のもの	10	
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの	・軌条及びその附属品	20	
		・まくら木		
		・木製のもの	8	
		・コンクリート製のもの	20	
		・金属製のもの	20	
		・分岐器	15	
		・通信線、信号線及び電燈電力線	30	
		・信号機	30	
		・送配電線及びき電線	40	

	・電車線及び第三軌条	20	
	・帰線ボンド	5	
	・電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	30	
	・木柱及び木塔（腕木を含む。）		
	・架空策道用のもの	15	
	・その他のもの	25	
	・前掲以外のもの		
	・線路設備		
	・軌道設備		
	・道床	60	
	・その他のもの	16	
	・土工設備	57	
	・橋りょう		
	・鉄筋コンクリート造のもの	50	
	・鉄骨造のもの	40	
	・その他のもの	15	
	・トンネル		
	・鉄筋コンクリート造のもの	60	
	・れんが造のもの	35	
	・その他のもの	30	
	・その他のもの	21	
	・停車場設備	32	
	・電路設備		
	・鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及び及びコンクリート塔	45	
	・踏切保安又は自列車停止設備	12	
	・その他のもの	19	
	・その他のもの	40	
その他の鉄道用又は軌道用のもの	・軌条及びその附属品並びにまくら木	15	
	・道床	60	
	・土工設備	50	
	・橋りょう		
	・鉄筋コンクリート造のもの	50	
	・鉄骨造のもの	40	
	・その他のもの	15	
	・トンネル		
	・鉄筋コンクリート造のもの	60	
	・れんが造のもの	35	
発電用又は送配電用のもの	・小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）に基づき建設したものに限る。）	30	
	・その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	57	
	・汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	41	
	・送電用のもの		
	・地中電線路	25	
	・塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	36	
	・配電用のもの		
	・鉄塔及び鉄柱	50	
	・鉄筋コンクリート柱	42	
	・木柱	15	
	・配電線	30	
	・引込線	20	
電気通信事業用のもの	・通信ケーブル		
	・光ファイバー製のもの	10	
	・その他のもの	13	

	・地中電線路	27	
	・その他の線路設備	21	
放送用又は無線通信用のもの	・鉄塔及び鉄柱		
	・円筒空中線式のもの	30	
	・その他のもの	40	
	・鉄筋コンクリート柱	42	
	・木塔及び木柱	10	
	・アンテナ	10	
	・接地線及び放送用配線	10	
広告用のもの	・金属造のもの	20	
	・その他のもの	10	
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	・スタンド		
	・主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	45	
	・主として鉄骨造のもの	30	
	・主として木造のもの	10	
	・競輪場用競争路		
	・コンクリート敷のもの	15	
	・その他のもの	10	
	・ネット設備	15	
	・野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30	
	・水泳プール	30	
	・その他のもの		
	・児童用のもの		
	・すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊技用のもの	10	
	・その他のもの	15	
緑化施設及び庭園	・工場緑化施設	7	
	・その他の緑化施設及び庭園（工業緑化施設に含まれるものを除く。）	20	
舗装道路及び舗装路面	・コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15	
	・アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10	
	・ビチューマルス敷のもの	3	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	・水道用ダム	80	
	・トンネル	75	
	・橋	60	
	・岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	50	
	・乾ドック	45	
	・サイロ	35	
	・下水道、煙突及び焼却炉	35	
	・高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	30	
	・爆発物用防壁及び防油堤	25	
	・造船台	24	
	・放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	15	
	・その他のもの	60	
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	・やぐら及び用水池	40	
	・サイロ	34	
	・岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	30	
	・下水道、飼育場及びへい	15	
	・爆発物用防壁	13	
	・引湯管	10	
	・鉱業用廃石捨場	5	
	・その他のもの	40	

	れんが造のもの（前掲のものを除く。）	・防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル	50	
		・煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	7	
		・塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	25	
		・その他のもの	40	
	石造のもの（前掲のものを除く。）	・岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池	50	
		・乾ドック	45	
		・下水道、へい及び爆発物用防壁	35	
		・その他のもの	50	
	土造のもの（前掲のものを除く。）	・防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道	40	
		・上水道及び用水池	30	
		・下水道	15	
		・へい	20	
		・爆発物用防壁及び防油堤	17	
		・その他のもの	40	
	金属造のもの（前掲のものを除く。）	・橋（跳ね上げ橋を除く。）	45	
		・はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25	
		・サイロ	22	
		・送配管		
		・ 鋳鉄製のもの	30	
		・ 鋼鉄製のもの	15	
		・ ガス貯そう		
		・ 液化ガス用のもの	10	
		・ その他のもの	20	
		・ 薬品貯そう		
		・ 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	8	
		・ 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	10	
		・ アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	15	
		・ 水そう及び油そう		
		・ 鋳鉄製のもの	25	
		・ 鋼鉄製のもの	15	
	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	・ 浮きドック	20	
		・ 飼育場	15	
		・ つり橋、煙突、焼却炉、打込み、井戸、へい、街路灯及びガードレール	10	
		・ 露天式立体駐車設備	15	
		・ その他のもの	45	
			10	
	木造のもの（前掲のものを除く。）	・ 橋、塔、やぐら及びドック	15	
		・ 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	10	
		・ 飼育場	7	
		・ その他のもの	15	
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	・ 主として木造のもの	15	
		・ その他のもの	50	
船 舶	船舶法（明治32年法			

	律第46号) 第4条から第19条 までの適用を受ける鋼 船			
	・漁船	・総トン数が500トン以上のもの	12	
		・総トン数が500トン未満のもの	9	
	・油そう船	・総トン数が2,000トン以上のもの	13	
		・総トン数が2,000トン未満のもの	11	
	・薬品そう 船		10	
	・その他の もの	・総トン数が2,000トン以上のもの	15	
		・総トン数が2,000トン未満のもの		
		・しゅんせつ船及び砂利採取船	10	
		・カーフェリー	11	
		・その他のもの	14	
	船舶法第4 条から第19 条までの適 用を受ける 木船			
	・漁船		6	
	・薬品そう 船		8	
	・その他の もの		10	
	船舶法第4 条から第19 条までの適 用を受ける 軽合金船（ 他の項に掲 げるものを 除く。）		9	
	船舶法第4 条から第19 条までの適 用を受ける 強化プラス チック船		7	
	船舶法第4 条から第19 条までの適 用を受ける 水中翼船及 びホバーク ラフト		8	
	その他の もの			
	・鋼船	・しゅんせつ船及び砂利採取船	7	
		・発電船及びとう載漁船	8	
		・ひき船	10	
		・その他のもの	12	
	・木船	・とう載漁船	4	
		・しゅんせつ船及び砂利採取船	5	
		・動力漁船及びひき船	6	
		・薬品そう船	7	
		・その他のもの	8	
	・その他の もの	・モーターボート及びとう載漁船	4	
		・その他のもの	5	
航空機	飛行機	・主として金属製のもの ・最大離陸重量が130トンを超えるもの	10	

		・最大離陸重量が130トン以下のもので 5.7トンを超えるもの ・最大離陸重量が5.7トン以下のもの ・その他のもの	8 5 5	
	その他の もの	・ヘリコプター及びグライダー ・その他のもの	5 5	
車両及び運 搬具	特殊自動車	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送 宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5	
		その他もの	3	
		小型車 その他のもの	4	
	前掲以外のもの	自動車－小型車	4	
		自動車－貨物 自動車	5	
		その他のもの	6	
		自動車－その他のもの	3	
		二輪または三輪自動車	2	
		自転車	4	
		フォークリフト	7	
		その他もの	4	
工具	測定工具及び 検査工具（電 気又は電子を 利用するもの を含む）		5	
	型、鍛圧工具 及び打抜工具	その他のもの	3	
	切削工具		2	
	前掲以外のもの	その他のもの	3	
	No. 1 家具、電気機 器、ガス機器 及び家庭用品	事務机・事務 いす・キャビ ネット	主として金属製のもの その他のもの	15 8
		応接セット	その他のもの	8
		その他の家具 （－その他の もの）	主として金属製のもの その他のもの	15 8
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその 他の音響機器		5
		冷房用又は暖房用機器		6
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類 する電気又はガス機器		6
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他類似の 繊維製品		3
		じゅうたんそ の他床用敷物	その他のもの	6
		食事又は厨房 用品	陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2 5
		その他のもの	主として金属製のもの その他のもの	15 8
	No. 2 事務機器及び 事務用家具	謄写機器及び タイプライ ター	孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5
		電子計算機	パソコン（サーバー用を除く） その他のもの	4 5
		複写機、計算機等		5
				サーバー等

器具及び備品

器具及び備品	事務設備及び通信機器	その他の事務機器		5	プリンタ等
		インターホン及び放送設備		6	
		電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	
			その他のもの	10	ハブ、ルーター、リピーター、LANボード等
	No. 3 時計、試験機器及び測定機器	時計		10	
		度量衡器		5	
		試験又は測定機器		5	実験、測定用のものはここに区分する。
	No. 4 光学機器及び写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡		5	
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器		8	
	No. 6 容器及び金庫	ボンベ	溶接製のもの	6	
			鍛造用のもの	10	塩素用のものは8年
		ドラムかん、コンテナその他の容器	大型コンテナ	7	長さが6メートル以上のものを大型とする
		ドラムかん、コンテナその他の容器（－その他のもの）	金属製のもの	3	
			その他のもの	2	
		金庫	手さげ金庫	5	
			その他のもの	20	
	No. 8 医療機器	消毒殺菌用機器		4	
		手術機器		5	
		血液透析又は血しょう交換用機器		7	
		ハバードタンクその他の作業部分を有する既往回復訓練機器		6	
		調剤機器		6	
		歯科診療用ユニット		7	
		光学検査機器	ファイバースコープ	6	
			その他のもの	8	
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4	
			その他のもの	6	
		その他のもの	陶磁器製又はガラス製のもの	3	
			主として金属製のもの	10	
			その他のもの	5	
	No. 9 娯楽、スポーツ器具、興業	碁、しょうぎ、まあじゃんその他の遊戯		5	
		スポーツ具		3	

	又は演劇用具	どんちょう及び幕		5	
	No. 10 生物	植物	その他のもの	15	
	No. 11 前掲以外のもの	映画フィルム、磁気テープ、レコード		2	
		漁具		3	
		楽器		5	
		無人駐車管理装置		5	
		焼却炉		5	備え付けのもの以外のものは備品
		その他のもの	主として金属製のもの	10	
			その他のもの	5	
ソフトウェア	ソフトウェアと認められるもの			5	ネットワークオペレーションシステム、アプリケーションソフト等
機械装置	No. 3 紡績工業用設備	その他の設備		7	
	No. 7 印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備		4	
		製本業用設備		7	
		その他の設備		10	
	No. 13 窯業又は土石製品製造業用設備			9	
	No. 24 その他の製造業用設備			9	
	No. 25 農業用設備			7	
	No. 30 総合工事業用設備			6	
	No. 31 電気業用設備	汽力発電設備		15	
		内燃力又はガスタービン発電設備		15	
		その他の設備	主として金属製のもの	17	
			その他のもの	8	
	No. 35 通信業用設備			9	
	No. 55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	その他の設備	主として金属製のもの	17	
			その他のもの	8	